

物価高騰対策(食料品)特別支援事業

業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月 大泉町

業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業は、食料品など物価高騰の影響を受け、厳しい状況下におかれている町民へ現金を給付し、生活支援を図ることを目的とする。

本事業に係る業務の効率化を図るため、給付金業務に関する知識と経験を有する事業者に業務委託を実施するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

物価高騰対策(食料品)特別支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「物価高騰対策(食料品)特別支援事業委託仕様書」(以下「仕様書」)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年7月31日(金)まで

(4) 業務委託費上限額

42,978,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※委託契約の額は、大泉町の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額(見積額)とする。

ただし、本事業については、令和7年度大泉町一般会計補正予算(第6号)の成立を条件として契約事務を進めることとする。予算が否決された場合、または予算金額に減額等があった場合は、予定されていた契約の不成立、又は内容を変更するものとする。

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当する者でないこと。

(2) 物価高騰対策(食料品)特別支援事業委託に係る提案書提出時において、大泉町建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成12年大泉町告示第19号)又は大泉町物品購入等業者指名停止等措置要綱(平成27年大泉町告示第9号)の規定による指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第

225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(法人及びその代表者(委任関係があるときはその受注者))

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有しないもの。

イ 大泉町暴力団排除条例(平成24年大泉町条例第21号)に基づく入札への排除措置を受けていないこと。

(6) 大泉町の令和6・7年度物件の購入及び製造等(物品・役務)の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(7) 本業務と同様の給付金委託業務の実績があること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

委託事業者決定までの実施手順(概要)は、次のとおり

内容	期間等
実施要領の公表	令和8年1月20日(火)
質問書の提出期限	令和8年1月23日(金)午後5時15分まで
質問への回答期限	令和8年1月26日(月)
参加申込受付期限 企画提案書等提出期間	令和8年1月29日(木)午後5時15分まで
審査(選定委員会)	令和8年2月2日(月)
審査結果の通知	選定委員会終了後おおむね1週間以内に通知
契約締結	令和8年2月予定

5 質問の受付

質問は次の方法によることとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 受付方法

質問は電子メールにて送信すること。

(添付ファイルは圧縮形式データで送信すること。様式自由)

電子メールの到達を電話で確認すること。

(2) 受付期限

令和8年1月26日（月）午後5時15分まで

(3) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、質問受付期限後、町ホームページ(<https://www.town.oizumi.gunma.jp/s020/gyosei/010/001/20260114170227.html>)にて公表する。

ただし、本業務に直接関係のある質疑のみに回答を行い、全ての質問に回答するものではない。

6 参加意思確認書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、実施要領等の関係書類の内容を十分に理解した上で、次のとおり参加の申出を行うこと。

(1) 提出様式及び書類（各1部）

ア プロポーザル参加意向表明書（別記様式第1号）

イ プロポーザル参加に係る誓約書（様式2）

ウ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）

エ 代表者印鑑証明書

オ 履歴事項全部証明書

カ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類

（本社及び群馬県内の支社における納税証明書（証明年月日が参加意思確認書提出日から3か月前の日以降のものに限る。））

※提出物エ、オ及びカについては、本町の入札参加者名簿に登録している場合不要

(2) 提出方法

ア 持参の場合

土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 郵送の場合

送達過程が記録される方法に限る。提出期限までに必着のこと。

(2) 提出期限

令和8年1月29日（木）午後5時15分まで

(4) 提出先

「12 問合せ先」に記載のとおり

7 企画提案書等の受付

プロポーザル参加意思確認書を提出した事業者は、次のとおり、企画提案にかかる書類を提出すること。

(1) 提出書類（各7部）

ア 企画提案書（様式自由）

※企画提案書については、別紙「物価高騰対策（食料品）特別支援事業企画提案書作成要領」を基に作成すること。

イ 参考見積書・内訳書

ウ その他、物価高騰対策（食料品）特別支援事業に関わる参考資料（様式自由）

(2) 提出方法

ア 持参の場合

土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 郵送の場合

送達過程が記録される方法に限る。提出期限までに必着のこと。

(3) 提出期限

令和8年1月29日（木）午後5時15分まで

(4) 提出先

「12 問合せ先」に記載のとおり

8 申込み及び企画提案の無効

（1）3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

（2）申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの

イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

（3）審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

（4）前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

9 審査

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和8年2月 2日(月)にオンライン上 (Microsoft Teams) で実施する。

審査会における順番及び各参加者の開始時間は、本町で調整するものとし、参加者宛て別途連絡する。

イ 審査会の内容

提案者1者につき、プレゼンテーションは30分以内、質疑応答は5分程度を目安とする。

説明は、既に提出された企画提案書に基づいて行うこと。

追加資料の配付は認めない。

ウ 審査の方法

審査会の各委員が評価を行い、委員全員の審査評価点数総計が6割を超える企画提案について高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、同点の場合は、委員の投票により順位を決定する。

エ 選定結果の公表

審査の結果については、審査会後おおむね1週間以内に町ホームページに掲載するほか、審査会に参加した者全員に通知する。

10 契約及び協議

(1) 選定後の手続

ア 提案書の内容について、町と優先契約候補者との協議により仕様書を精査し、契約書を取り交わすものとする。また、これにより企画提案見積額を超えない範囲で、契約金額等の調整を行う場合がある。

イ 上記により優先契約候補者の辞退や事故、その他協議が整わなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

(2) 再委託等の制限

受注者は、本業務に係る履行の全部又は契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

(3) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を発注者の許可なく公表してはならない。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならない。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、できないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。
- (4) 審査結果に対する問合せ及び異議申立ての受付は、一切行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は原則として非公開とする。ただし、大泉町情報公開条例の規定に基づき開示請求者へ開示する場合がある。
- (6) 参加資格を得た業者が都合によって辞退する際には、辞退届（様式自由）を提出すること。

12 問合せ先

〒370-0595

群馬県邑楽郡大泉町日の出55-1

大泉町役場 住民経済部経済振興課

電話 0276-63-3111

FAX 0276-63-3921

電子メールアドレス : keizai@town.oizumi.gunma.jp

(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)